

神戸市外国語大学 学術情報リポジトリ

ジョン・ステュアート・ミルの『自由論』における 「寛容の限界」についての一考察

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2009-12-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 光永, 雅明, Mitsunaga, Masaaki メールアドレス: 所属:
URL	https://kobe-cufs.repo.nii.ac.jp/records/384

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



ジョン・ステュアート・ミルの『自由論』 における「寛容の限界」についての一考察¹

光 永 雅 明

はじめに

イギリスが現在、文化的に多様な社会であることは言うまでもない。言語、宗教、あるいは民族の上で多様な集団が混淆しているだけでなく、階級や年齢集団などによる文化的相違もまた顕著に意識されている。無論このような文化的な差異は歴史的に長期にわたり形成されてきたものであった。

ではこのように文化的に多くの差異をはらむと自覚する集団は、ひとつの社会の中でどのように「共存」を試みてきたのだろうか。このように問いを立てた場合に欠かせないと思われるのが、イギリスにおける「寛容」思想史の検討である。「寛容」は一般に「相異なる見解を有し、相異なる生活様式を実践する個人や集団が平和的に共存することを可能にする、社会的美徳と政治的原理」と定義できよう [Galeotti 2002, 20]。その概念的な起源は古典古代にまで遡りうるが、近現代社会において「寛容」はしばしば、イギリスなどにおける自由主義思想とともに発展してきた [大澤 2004]。近現代のイギリス社会における諸集団の「共存」の歴史は「寛容」思想のそれと不可分だったとも言えよう。

この観点からひとつの重要な具体的検討課題として浮かびあがるのが、19世

1 本稿は科学研究費補助金（「近代イギリスにおける多元社会の歴史的展開」、指昭博代表、研究課題番号19320121）による成果の一部である。

紀のイギリス自由主義を代表する思想家のジョン・ステュアート・ミル (1806-1873) による「寛容」論である。すなわちミルは、他者に対して危害を与えない限り人は行動においても自由を有する、という著名な「危害原則」 harm principle を主著『自由論』 (1859) にて導入した [On Liberty: CW XVIII]。「寛容」概念に関する教科書的な記述などでもしばしば指摘されるように『自由論』の「危害原則」は、「寛容」思想の歴史的な発展において大きな画期をなすものであった。すなわちミルは「危害原則」の導入によって、ジョン・ロックの宗教的な寛容論に比して寛容の対象をはるかに拡大した。他方、ミルの寛容論は、「消極的な不干涉」としての寛容を謳ったものであり、他者の価値観や生活様式の「積極的な承認」こそが「寛容」であるという現代の寛容論とも大きな差異をはらむ [Galeotti 2008]。「寛容」思想の19世紀的な展開を理解するためには、ミルの『自由論』や、そこに含まれる「危害原則」の検討は不可欠と言えよう。

しかしながら『自由論』の理解は、一見するほど容易ではない。ミル自身は『自由論』が拠って立つ「危害原則」を「ひとつのきわめて単純な原則」と呼んだが [CW XVIII: 223]、その原則は、仔細に検討すれば、「きわめて単純」であるとは言い難い。とくに『自由論』は、一見した印象とは裏腹に、個人の自由への様々な制約も提唱しているとの指摘も従来からたびたびなされている。² 本稿の基本的な目標は、このような指摘や近年の研究も踏まえて、『自由論』においては「寛容の限界」がいかに論じられていたのかを検討することである。1991年にトロント大学からのミル全集が完結するという資料革命が進んだことを大きな背景として、ミル研究は膨大な量に上る。したがって本稿も、その文献註が示すように、先行研究に大きく依拠したものとなる。たとえば『自由論』の危害原則論にミルの生来の関心事であった人口抑制論が流れ込んでいること (本章第三節参照) は、すでにジョウゼフ・ハンバーガーやドナルド・ウィン

2 かかる指摘については、たとえば [Stafford 1998, 95-100] を参照のこと。

チが簡潔で的確な指摘を行っている³。他方、それ以外の近年の主要なミル研究ではこの論点が必ずしも十分に展開されていないようにも思われる⁴。本稿も紙幅の都合上、比較的手短な指摘とならざるをえないが、ミルの人口抑制論に対する同時代人の見解や、第二次大戦後のイギリス社会におけるミルの人口抑制論への関心にも触れ、ハンバーガーやウィンチらの指摘を補強したい。

本稿の構成は以下の通りである。第一節ではミルの『自由論』の概要を示し、『自由論』が基本的には「多数者の専制」に抗して個人（もしくは諸個人からなる集団）の自由と、それを前提とした人々の思想や生活様式の多様性の発展を目指したものであることを確認する。第二節では、ミルが『自由論』で展開した「寛容の限界」論にむしろ注目し、「後進的な」諸民族に加え、イギリスなど「先進的な」諸民族における子どもないし未成年者が「危害原則」の適用除外となっていたことを検討する。第三節では、先進国の成人の行動も、他者に危害を与えている場合には寛容の対象から外れることを指摘した上で、その危害の内実として一定の条件のもとでの出産を想定していた点にミルの寛容思想の特色を見てとる。第四節は、以上のようなミルの思想が第二次大戦後から現在に至るイギリス社会でいかに受け止められてきたのかを、若干の資料から検討する。

本稿でのいくつかの用語について説明を加えておきたい。「ミル」は、とくに断らない限り、ジョン・ステュアート・ミル本人を指す。「危害原則」という表現をミル自身は用いていないが、研究者の間で十分に定着していると思われるので⁵、本稿では『自由論』で提唱された「きわめて単純な原則」の呼称と

3 一部の理解とは逆にミルは『自由論』において「危害の幅広い定義」を行っており、「結婚と出産」が「他者への危害」になりうるというマルサス主義に基づく議論がその一つである、と論じるのはハンバーガーである [Hamburger 1999, 10-11, 169]。他方ウィンチは、『自由論』における結婚制限論は「新マルサス主義」の帰結であると指摘している [Winch 2009, 64]。

4 たとえばミルの生誕200年記念論集 [Urbinati and Zakaras 2007] や『自由論』に関する近年の論集 [Ten 2008] ではミルのマルサス的な過剰人口論それ自体には立ち入った検討がされていない。

5 研究者によっては「自由原理」liberty principle と表現することもある。

して用いる。なお文献註で CW とあるのは *Collected Works of John Stuart Mill* の略称である。また文献からの引用は拙訳による。先行訳も適宜、参照させていただいたが、訳文のありうべき誤りの責は光永にある。

第一節 『自由論』における「危害原則」

ジョン・ステュアート・ミルの生涯については比較的よく知られていよう。⁶ ジョンは1806年、ジェレミ・ベンサムとの関係が深い功利主義者であり、東インド会社に勤務していたジェイムズ・ミルの長男としてロンドンに生まれた。家庭における早期教育ののち、父と同様、東インド会社に勤務しつつ、いわゆる哲学的急進派（ベンサムの功利主義に影響を受けた、政治的急進主義者たち）の旗手として積極的な執筆活動を多方面で展開した。『論理学体系』（1843）、『経済学原理』（1848）のほか、『自由論』（1859）、『代議制統治論』（1861）、『功利主義』（1863）、『女性の隷従』（1869）がもっともよく知られた著作であろう。1857年、東インド会社の解体に伴い、執筆活動に専念し、1865年からは自由党系の急進派として三年間、下院議員を務めてもいる。また、長年親密に交際していたハリエット・テイラー（1807-1858）と1851年に結婚したが、ハリエットは1858年末に死去した。

多彩な活動を展開したミルであるが、その名声を今日まで支えている代表的著作とも言えるのが『自由論』である。⁷ その議論の骨子から確認しよう。ミルは本書で、いわゆる「意思の自由」ではなく「市民のもしくは社会的自由」のありかたを検討する。すなわち「社会が個人に対して正当に行使しうる権力の本質と限界」が本書の主題である。ミルによれば、特定の支配者が国民全体の

6 ジョン・バックによる古典的な伝記 [Packe 1954] ののち最も包括的なミルの伝記は、ニコラス・カバルディによるものである [Capaldi 2004]。

7 『自由論』は、形式的にはミルの単著であるが、ハリエットとの様々な共同作業のもとに成立しており、ミルによれば「私と同程度、彼女の作品」に他ならない [CW XVIII: 216]。『自由論』などのミルの著作に対するハリエットの知的貢献の性質と程度については多くの議論がある。代表的な伝記研究の見解については [Capaldi 2004, 187-191] を参照。

利害と対立することは少なくなったものの、「多数者」もしくは自らを「多数者」と認知させた人々による個人の抑圧の危険性は去っていない。その抑圧は政府を通じたものとは限らない。むしろ「多数者の専制」は「支配的な意見や感情の専制」、すなわち「社会に広がる意見や実践に同調しない人に対して [...], これらの意見や実践を行動規範として社会自体が強制する傾向」として生じる。この「多数者の専制」に対して個人が保護されるべきなのである [On Liberty, CW XVIII: 217-220] アレクシス・ド・トクヴィルの『アメリカの民主主義』にインスパイアされた、大衆社会における同調主義への深刻な懸念がミルの『自由論』全体を貫く基本的なトーンとなる。

「多数者の専制」による自由の抑圧は、ミルによれば、大きな問題をはらむものであった。というのも思想や行動の自由を通じた「個性」の発展は、その個人の幸福の「最も本質的な部分のひとつ」だからである [CW XVIII: 261]。カパルディが指摘するようにミルは、ロマン主義的な自律としての自由に大きな価値を置いていたと言えよう [Capaldi 2004, 249-257]。さらに諸個人が自由に「個性」を発展させ、さまざまな「生活の実験」を行い、思想や行動において何が最善であるかを積極的に試してゆけば、個人の数だけ「改善」の拠点が確保され、ひいては社会全体の「進歩」も支えられる。もともと欧州諸国が世界における進歩的勢力となったのは、「諸個人、諸階級、諸国民が互いに大きく異なって」おり、「性格と文化の驚くべき多様性」があったからであった。逆に中国など「東洋の全体」は、「慣習」が万事において「最終的な審判」であるため停滞した。しかし現在は「多数者の専制」による「慣習の専制」は欧州でも広がりつつある。その結果、欧州が「第二の中国」になることをミルは恐れたのである [CW XVIII: 272-275]。

では社会における個人の自由を律する原則はいかなるものであるべきなのか。そこでミルが提唱するのが「危害原則」である。その原則とは「文明社会の構成員」の「行動の自由」に対して社会が「干渉することが許される唯一の根拠は自衛である」というものである。すなわち「文明社会の構成員に対し、その

意思に反して正当に行使できる権力の唯一の目的は、他者への危害の防止にある。彼自身の利益は、身体的なものであれ道徳的なものであれ、十分な理由とはならない。」換言すれば各人の行為のうち、他者に間接的にしか影響しない「自己に関わる行為」には自由が認められるべきである。このような行為をとらないよう周囲の人々が本人に警告することは可能であり、行為の結果、本人を「嫌悪」し「軽蔑」することもありうる。しかし本人の行為は強制的に禁止されるべきではない [CW XVIII: 223-224, 278]。

以上の「危害原則」の導入は、大幅な自由を個人に認め、寛容の対象を大きく広げる意味を有していた。『自由論』によれば、「最も包括的な意味における良心の自由」ないし「あらゆる主題に関する意見と感情の絶対的な自由」は、この原則の下、すべて認められる。「意見を表現し出版する自由」も、この「良心の自由」と不可分である。さらに、他者に危害を与えなければ、「趣味と嗜好の自由」、「自分自身の性格に適合するように人生の計画を立てる自由」、「好きなようにものごとを行う自由」が認められる。思想や言論の自由だけではなく「行動の自由」が大きく認められるのである [CW XVIII: 225-226]。

自由が制限されるのは、それが明確に他者への直接的な危害を招く場合である。たとえば「穀物商は貧者を餓死させる」というプラカードを、穀物商の家の前に集まった暴徒に渡せば、例外的に表現の自由も制限される [CW XVIII: 260]。しかし仮に他者に不快感や嫌悪感を与えても危害を与えない行為は、社会的な禁止の対象とならない。たとえばイスラム圏における非ムスリムの豚肉食、カトリックが支配的な地域におけるプロテスタント聖職者の結婚、そしてイギリスにおける日曜日の娯楽は、他者に宗教的な理由で不快感を与えるからといって、社会的に禁止されてはならない [CW XVIII: 284-286]。

またミルが擁護したのは孤立した個人の自由のみではない。自律的な個人の集合体としての集団に対しても、個人と同様、「危害原則」に基づき自由が認められるべきであった [CW XVIII: 226]。

このようなミルの議論は、宗教的な寛容の必要性のみを主張し、またその対

象からカトリックと無神論者を除外していたロックのそれと比べると、寛容の対象を大幅に拡張するものであった [Mendus 1989, 35, 37]。すなわち『自由論』の擁護する「良心の自由」は「最も包括的な意味での」、それであって、特定の宗教や宗派は排除せず、それどころか（後述するように）世俗主義者の思想の自由をも積極的に容認していた。また『自由論』は「危害原則」によって、宗教的であるか否かを問わず、他者に危害を与えないあらゆる「行動」や「生活様式」の自由を認める。宗教的实践で言えば、たとえばモルモン教の一夫多妻制度は、同意した成人による第三者に危害を与えない婚姻制度として容認されるべきであった [CW XVIII: 290-291]。またイスラム圏における豚肉食の事例が示すように、それ自体が宗教的ではないあらゆる「生活様式」「行動」の自由も、他者に危害を与えない限り、容認すべきとされたのである。寛容の対象は現代になって、思想や宗教的实践などを超えて生活様式全般に拡大してきたが [大澤 2004, 97]、その理論的な大きな基礎をミルの『自由論』が築いたとも言えよう。

なお以上の議論からも窺えるように『自由論』は、発表当時、キリスト教、とくにプロテスタントの影響力への異議申し立てという性格を帯びていた [Ryan 1974, 140-142]。すなわちミルの見方では、清教徒革命ののちに娯楽の禁止など「狂信的な道徳的不寛容」をもたらしたピューリタニズムは、イギリス社会でなお無視できない影響力を有していた。1857年に世俗主義者のジョージ・ジェイコブ・ホリヨークらが「神学的な信念をもたない」と宣言したために中央刑事裁判所の陪審員を拒絶された事件は、イギリスにおける宗教的不寛容を鮮明に示すものであった。カルヴァン派に代表されるピューリタニズムは道徳的な厳格主義により諸個人の自由を抑圧しており、キリスト教の教義自体、ミルによれば「本質的には受動的な服従の教義」という特色を有していた [CW XVIII: 283, 239, 255-256]⁸。『自由論』は、このようなキリスト教、と

8 ミルによればキリスト教は、人間の道徳的完成のためには一面的な真理しか把握

くにプロテスタンティズムの道徳的、社会的なヘゲモニーを覆し、諸個人の思想と生活のより自由な発展を可能にすることを大きな狙いとしていたのである。

以上の『自由論』は、同時代の多くの人々からも、個人の自由を急進的に主張する著作と受け止められた。中でもジェイムズ・フィッツジェイムズ・スティーヴンによるミル批判はよく知られている⁹。だが個人の自由を「絶対化」したものとして『自由論』を受け止めた人は他にも少なくない。たとえばミルと親交のあった、イギリス実証主義者（オーギュスト・コントの信奉者）のフレデリック・ハリスンは、ミルの業績を回顧する著名な論文の中で、「個人主義の行き過ぎた誇張」であるとして『自由論』を強く批判していたのである [Harrison 1899, 295-302; 光永 2003]。

第二節 寛容の限界（一）——「後進諸民族」と「子ども」の除外

だが『自由論』は単純に人々の自由の拡大のみを提唱したわけではない。ミルは同時に、人々の自由に課される様々な制限についても論じていた。これらの制限のうち本節では、ミルが特定の人々を「危害原則」の適用対象から除外していたケースについて検討したい。

第一にミルは、「後進的な」諸民族を「危害原則」の適用対象から除外していた。すなわちミルによれば危害原則は「自由で対等な議論によって改善する」段階に到達した民族に対してのみ適用される。「人種それ自体が未成年にあると考えられる後進的な社会状態」には適用されない。むしろ「後進的な」「野蛮人」に対しては、その改善を目標とするのであれば、賢明な「専制」こそが「正当な統治方法」である [CW XVIII: 224]。ここで言う「後進的な社会状態」としてミルが念頭に置いているのは、『代議制統治論』の関連記述 [*Considerations on Representative Government*, CW XIX: 567-577] も参考にすれば、イン

しておらず、たとえば「公共的なものへの義務」という古典古代の理想によって補われる必要があった [CW XVIII: 255-256]。

9 たとえば [Himmelfarb 1974, 284-287]。

ドなどの植民地と考えられる。¹⁰

この議論の背後にあったのはミルの進歩思想であった。ジェニファー・ピッツの研究によれば、哲学的急進派の中でもベンサムは、非西欧世界の人々が自らの利害を把握し、自らを統治する能力を相対的に認めていた。それと対比した場合、ジョン・ステュアート・ミルは様々な社会を「野蛮」か「文明」かという二分法で判断し、独立心が旺盛であり自律的で進歩的な諸個人が形成する社会を全ての社会の到達目標と捉える傾向にあった [Pitts 2005, 133-138]。ミルは当時台頭しつつあった生物学的な人種決定論には与しておらず、「後進的な」諸民族も、ゆくゆくは、西欧社会の人々と同様の進歩を達成しようと考えていた。¹¹ その進歩の効率的な達成のためには、「後進的な」諸民族は、「先進的な」諸民族に教導されることがむしろ必要であった。したがってこの教導と矛盾するような自由は認められなかったのである。

無論、だからといってミルが「後進的な」諸民族の思想や生活様式の自由を完全に否定したわけではない。たとえば『自由論』におけるミルの議論に従えば、インドの学校への公的な財政的支援は、聖書が教えられていない学校にも行うべきであり、公務員はキリスト教信者に限定すべきではなかった。「寛容」はキリスト教以外にも対象を広げるべきだからである [CW XVIII: 240-241]。しかしこのような現地文化の尊重は、少なくとも出版されたミルの主要な著作から判断する限り、その深い理解や、かかる理解にもとづくその積極的な評価に基づくとは考えにくい。むしろ、キリスト教の影響力拡大に対する警戒感や、現地の効率的な統治への配慮ゆえと理解することが可能であろう。¹²

10 『代議制統治論』では、「野蛮もしくは半野蛮な国民に対する自由な国民の理想的な統治」においては「活力ある専制」がふさわしいと説明されており、その後、イギリスによるインド統治が論じられる [CW XIX: 567-577]。

11 19世紀半ば以降のイギリスでは、文筆家のトマス・カーライルや人類学者のジェイムズ・ハントらが諸民族間の様々な差異は生物学的に決定されているとの考え方を提唱してゆく [Hyam 2002, 155-166]。

12 この点について参考になるのはアラン・ライアンの議論である。ライアンによれば、インドの教育制度をキリスト教宣教師が掌握することにミルが強く反対したのは、

ミルによる非西欧文化への評価の程度は、ミルの思想を、同時代もしくはそれ以降のイギリスにおける急進的な帝国批判の思想と対比するとより鮮明となる。たとえば1860年代から論壇で活躍し始めるイギリス実証主義者は当時の代表的な「帝国の批判者」として知られるが、彼らの一人ジョン・ヘンリ・ブリッジズは、中国思想史の詳細な検討も行った上で、ミルが「慣習の専制」の事例とした中国文明はむしろ「緩慢だがほぼ継続的な成長」を続けており、西洋文明に比べて「より調和的な諸力の均衡」がとれている点では肯定的に評価すると論じた [Bridges 1884, 266, 286]。さらに1870年代末からは急進主義者のウィルフリッド・ブランドが、イスラムは（少なくともそのリベラルな形態においては）キリスト教と価値において対等であり、したがって等しく敬意を持たれるべきと論じていた [Claeys 2007, 244-251]。ミルの考え方は、「人種主義的」ではなかったものの「西欧中心主義的」ではあったという理解 [Varouxakis 2005, 142] は、ブランドらの議論との対比でより明瞭になるだろう。

このようにミルは、イギリスを先頭とした進歩のルールを想定しており、それゆえに「後進」諸民族に対しては自由を制限することをいわば当然視していた。「危害原則」にもとづく自由の享受は、「先進的な」諸民族にまず限られていたのである。

しかし第二に、「先進的な」諸民族においても、万人に自由が与えられるわけではない。「先進的な」諸民族のうち「子ども」は、「危害原則」の適用から除外された。ミルによれば、「危害原則」は「諸能力が成熟した人間」のみに当てはまる。したがって「子ども」や「法が成人年齢以下とする男女」はその適用対象から除外されるのである [CW XVIII: 224]。

このミルの主張を支えているのは、「危害原則」が育む自律的な生き方は、その前提として、教育を通じた知性などの一定の発展を必要とするという考え

そのような関与がインド大乱後の情勢においては「政治的に危険」なためであった [Ryan 2007, 152-153]。インドの政府系学校においてキリスト教を教えることは場合によっては「政府の安全それ自体」を脅かしかねない、という『代議制統治論』の議論も参照のこと [CW XIX: 570]。

方である。すなわちミルによれば、「自分で自分の計画を選ぶ人」は「観察」「推論」「判断」「活動」「仕分け」「堅忍不拔と自己統制」など「全ての能力」を用いる。自らの「判断と感情に従って決定する」ことは、これらの「能力」を「必要とし、かつ行使する」のである（力点は引用者）[CW XVIII: 262-263]。これらの能力がまだ十分に発達していない子ども等は、自律的な選択という行為自体が困難であり、それゆえ、その自由を与えるべきではなかった。¹³

すなわち「危害原則」でその自由が保護されるべきなのは、もともと限られた人々であった。「危害原則」による寛容は、あくまでも、その行為が寛容の対象外となる人々を特定することによって成立していたのである。

ただしその限られた人々（「先進的な」諸民族における「成人」）に対しては、他者に危害を与えない限り、原則的には、思想や表現のみならず、さまざまな「生活の実験」を行い「好きなことをする」自由が認められた。無論、だからといって、ミルが社会における道徳的規範が不要と考えていたわけではない。個人の幸福と「全員の善」の追求が人々の心の中で連合されるよう教育と世論の力を行使すべきという『功利主義』の主張や、「共通善への関心」を人々の間に育成することは必要かつ可能と論じる『自伝』の記述からも、そのことは明らかであろう [Utilitarianism, CW X: 218; Autobiography, CW I: 239, 241].¹⁴ しかしそれでも、道徳的規範を社会に浸透させる上で強制が必要なのは、子どもに対してのみであった。社会は年少期の子どもに対しては「絶対的な権力」を有している。だからこそ、成人に対しては、他者に危害を与えない限り、最終的には行動の自由が認められるべきであった [CW XVIII: 282]。

13 なお子ども等が「危害原則」の適用対象から除外されるいまひとつの理由は、子ども等がむしろ親などによる権力行使からの保護の対象になるべきというものであった。この点についてのミルの議論については註16を見よ。

14 「共通善への関心」や公共精神の育成は、個人の自由の確保と並行して進めるべきであるという主張は『自由論』からも窺うことが可能である。すなわちミルは『自由論』の末尾で「自由」それ自体とは次元が異なる主題として「自由な人々の政治教育」を挙げ、たとえば陪審員制度の活用を通じて「人々を個人や家族の利己性という狭い世界から連れ出し」、「公共的もしくは疑似公共的な動機にもとづく行為に慣れさせるべきだと論じている [CW XVIII: 305-306]。

したがって「寛容の限界」は、ミルの言う「後進的な」諸民族および「先進的な」諸民族の子どもを「危害原則」の適用対象から除外し、その意味でこれらの人々の言動の自由を制限するというかたちでまず示されたのである。

第三節 寛容の限界 (二) —— 「危害」を与える行為の禁止

だが「先進」諸国民の成人であっても、ミルの議論においては完全な自由が認められているわけではない。「良心の自由」は無条件で認められるとはいえず(また出版や表現の自由もほぼ認められるとはいえず)、成人による行為の場合、寛容の対象となるのは原則として他者に危害を与えないもののみである。したがってその条件から外れる行為は、社会が強制的に禁止しうる。「他者の利益に対して有害である行為」をとる個人は、「社会が自らの保護のために必要であると考えるのであれば」、「社会的もしくは法的処罰の対象になりうる」[CW XVIII: 292]。これが『自由論』が設定する主たる「寛容の限界」と言えよう。¹⁵

無論、「危害原則」を前提にする限り、他者に危害を与える行為が寛容の対象とならないことは自明であろう。むしろ、ミルによる「寛容の限界」に関する議論の内実を明確に理解するために必要なのは、ミルがいかなる種類の行為を他者への危害をもたらすものと把握していたか、であると思われる。他者に危害を与え、明らかに社会的に制限されるべき行為としてミルがあげているのは、たとえば穀物商の前で「暴徒」を扇動すること、兵士や警官が勤務中に酩酊すること、飲酒の影響による暴力行為で有罪履歴を持つものが酩酊することなどである [CW XVIII: 260, 282, 295]。ここで注目されるのは、その中で、親の行為(ないし行為の欠如)が子どもの利益を重大に侵害するとミルが判断する事例に多くの記述が割かれていることである。

15 ただしミルによれば、競争試験における成功のように、他者に危害を与える行為であっても、その禁止が社会全体に大きな損失をもたらす場合は、強制的に禁止すべきではない [CW XVIII: 292-293]。

すなわちミルによれば、自己のみにかかわる行為において人は原則として自由が保障される。しかし他者にかかわる行為は、自由の名のもとに恣意的に行うことは許されない。とくに他者への「何らかの権力の行使」を国家が人に許した場合、国家はそれに対する「綿密な統制」を行う必要がある。親の子どもに対する「権力の行使」は、その事例に当たる [CW XVIII: 301]。親は子どもの利益を様々な行為（あるいは行為の欠如）によって重大に侵害しうる。その侵害を未然防止するためには国家が家庭を監視しうるとの主張である。¹⁶

このような重大な侵害のひとつの例としてミルがあげているのが、生まれた子どもに対する十分な教育の欠如である。そのような欠如が親の責任で生じている場合、国家は親に対して罰金もしくはそれを支払うための労役という懲罰を与えることが許される [CW XVIII: 301-304]。

いま一つの例は、むしろ十分な扶養の可能性がない子どもを生むこと、それ自体である。ミルの表現によれば、「身体に食事を」「精神に教育と訓練を」を与える十分な見通しがないまま子どもを生むのは「その不幸な子どもと社会の双方に対する道徳的犯罪」に他ならない [CW XVIII: 302]。すなわちそのような出産は、当該する子どもの重大な利害を損なう。さらに「人口過剰な、も

16 親の子に対する「権力の行使」の実態についてミルとハリエットは『自由論』以前に認識を深めていた。たとえば『経済学原理』によれば「親の権力」は「濫用されており、「子どもの利害」は親の「利己性や無知」によって犠牲となっている。その一例は子どもから教育の機会を奪うことであるが、ミルはさらに「自らの子どもを残忍に虐待し、時には殺害する」こともあげている。『自由論』では教育のネグレクトに焦点が当てられていたが『経済学原理』の記述が示すようにミルはもともと、家庭など閉鎖的な私的空間における物理的な暴力行為も射程に入れて、親による「権力」の「濫用」を批判していたのである [CW III: 951-952]。また家庭などの私的空間における様々な暴力行為の事例とその刑事処分の問題性に関しては、ミルは1850年代初頭を中心に『モーニング・クロニクル』などに寄稿した——発表名義はミルであったが執筆はハリエットと共同で、またしばしばハリエット主導で行われた——論説の中でたびたび取り上げてもいた。そこではたとえば二歳の子供が親から暴行された事案、あるいは十五歳のサーヴァントが雇用者夫妻から「意図的に拷問を受け、虐待死に至った事案 [‘The Case of Mary Ann Parsons [1]’, CW XXV: 1153] などが扱われた。親による子供への「権力の行使」に関するミルとハリエットの懸念は、私的空間における物理的暴力——親子間のそれに限定されない——の具体的事例を詳細に検討する中で強化されていったと言える。

しくはその恐れがある国」における追加人口は「その競争によって労働への報酬を引き下げる」ので、子どもを生むことは「労働への報酬によって生計を立てる人すべてに対する重大な罪」である。ゆえに「少なくない欧州国家」で実施している、「家族を養う手段」がない人への法的結婚規制は「国家の正当な権力」を超えるものではない。これは「他者に危害を与える行為」を禁じるための国家干渉であり、「自由の侵害」ではないのである [CW XVIII: 304]。

すなわち『自由論』で「他者に危害を与える行為」として最も強調されていた事例のひとつは、人口過剰な国における、相対的に貧しい人々の出産であった。そして技術的な避妊の公的な提唱は回避していたミルにとって産児制限の最も効果的な方法は晩婚であったため、国家による結婚の制限が、出生管理政策として提唱されるに至ったのである。子どもを生むことは、一定の条件のもとでは他者へ危害を与える行為と認定され、それゆえ寛容の対象外とされたのである。

ところで、この結婚／出産の国家管理論は『自由論』で急に浮上したものはなかった。それはミルが長年展開してきた産児制限論の一つのバリエーションにすぎなかった。周知のようにミルら哲学的急進派は、トマス・ロバート・マルサスの人口論を自らの理論的な支柱の一つとしており、また初版のマルサス『人口論』とは異なり、自発的な産児制限によって生活水準の恒久的な改善は可能であると論じていた [CW I: 107]。すなわち『経済学原理』におけるミル自身の再定式にしたがえば、生物はいずれも幾何級数的に増殖する傾向を持ち、人間もその例外ではない。その結果生じる過剰人口は「後進的な」社会では「欠乏それ自体」により減少した。他方、より「改善した」社会において

17 ジェイムズ・ミルは技術的なバース・コントロールを出版物で（慎重にはあるが）提唱した最初の経済学者であった [James Mill 1966, 196]。ジョン・ステュアート・ミルも17歳の時、フランシス・プレイスが作成したバース・コントロールのパンフレットをロンドンで配布し中央警察裁判所に拘留されている [Packe 1954, 56-59]。しかし後年のミルは、技術的なバース・コントロールを少なくとも公の著作では提唱しなかった。むしろ主としては早婚の回避によって出産を抑制しようとした。それゆえ、ミルにおいては、出産の抑制と早婚の回避が同義になっていったのである。

は「欠乏への恐怖」に基づく産児制限により未然に人口が抑制されてきた。すなわち個人による「慎慮に基づく、もしくは自覚的な自己抑制」¹⁸、国家による結婚の数的規制、あるいは地方的な風習としての早婚抑制によって人口が抑制されてきた。このような産児制限が行われるか否かにより、労働者階級全体の生活状態の改善が大きく左右されるのである [Principles of Political Economy, CW II: 154-159]。

さらにミルは、産児制限は、人口を抑制して経済成長が停止した社会状態である「静止状態」を積極的に招来するためにも進めるべきだという独自の主張も『経済学原理』で示していた。収穫逡減の法則に基づき利潤率は必然的に低下し、経済成長は最終的に停止するとの理解は古典派経済学の中ですでに示されていた。ただし従来は、「静止状態」は望ましくなく、可能な限りその到来を先送りすべきだと論じられていた。しかしミルによれば、「静止状態」は経済成長が停止しているが豊かな社会であるため、富の獲得のために人が精力を傾ける必要はなく、それ以外の「あらゆる種類の精神的教養」や「道徳的、社会的進歩」が可能である。またこの「道徳的、社会的進歩」は、静止状態において人口が抑制され自然美も保たれることによっても支えられる [CW III: 752-757]。¹⁹ ミルが考える「人間的改善」は、「静止状態」を不可欠とはしないが、「静止状態」によって大きく促進されると論じられたのである。²⁰

すなわちミルは以前からマルサス主義的な観点から産児制限を積極的に主張しており、産児制限には「静止状態」の積極的招来という意義も加えられてい

18 個人による「慎慮」を代行したのが国家による結婚制限や地域的風習としての早婚制限であるとの記述が続くことから、ここでの「慎慮」は自発的な結婚抑制と考えられる。ただしミルは、結婚後も独身時代と同様の「[性的]抑制」が可能との議論もこの章で付け加えている [CW II: 369]。

19 ミルによれば、人口が少ない世界において人は時に「孤独」になることが可能であり、それは「思索や性格の深み」を育む。また静止状態においては、耕地に転化されない自然の土地が多く残される。その結果生まれる「自然の美しさや広大さ」は「人間の思索や高邁な気持ち」を育む [CW III: 756-757]。

20 ミルが産児制限論を唱えた今一つの理由は、それが女性による「耐えがたい家事の労苦」の負担を軽減させるからであった [CW III: 372]。

た。『自由論』における結婚／出産制限論は、ミルにとって付随的なものではなく、むしろ年来の持論を「危害原則」により補強したものであったのである。

ミルと同時代の少なからずの人々も、賛否は別として、この結婚／出産の提唱こそ『自由論』の大きな特色であると指摘していた。たとえば『自由論』以前に「個性の教義」を「情熱的に」主張した人物としてミルの『自伝』において肯定的に言及されている [CW I: 260] ウィリアム・マコールがその一人である。マコールはかつてユニタリアンの聖職者であった著述家であるが、その「個性」論自体はミルの主張と一定の類似性を示していた [Hamburger 1999, 151-152]。しかしそのマコールは『自由論』における結婚／出産制限論には強く反発していた。マコールはミルが死去した1873年に出版した著作『最新の唯物論』の第1章で『自由論』を取り上げ、そこに現れた「病的なマルサス主義」を非難していた。ミルは「狂信的なマルサス主義者」であって、結婚の法的制限を提唱しており、「慣習の専制」を「政治経済学に基づく弾圧」に置き換えるであろう、というのがマコールの見方だったのである [MacCall 1873, 12, 18]。またフレデリック・ハリスンは、ややのちの論文においてであるが、結婚を禁止する一部の大陸諸国の「マルサス主義的な」法律を「自由の提唱者」たるミルが擁護するのは「奇妙に聞こえる」と批判している [Harrison 1899, 283-284]。

逆にマルサスの人口論を支持する人々も、ミルの人口抑制論に注目していた。『自由論』において世俗主義者としての信念と活動が言及されたホリヨークにとっても、ミルの思想の極めて重要な側面は産児制限論であった。ホリヨークはマルサス的な人口過剰への恐れはミルと共有していたが、産児制限は結婚の抑制ではなく技術的な避妊で行うべきだとする点でミルと意見を異ならせていた。したがってホリヨークは、『自由論』を含むミルの知的活動を振り返る著作の中で、ミルの産児制限論を、貧者に対して晩婚ないし非婚を不当に強制するものとして強く批判したのである [Holyoake 1873, 16, 19]。

すなわちミルによれば、他者に危害を与える行為は寛容の対象外であり、か

かる行為の中でもミルがきわめて積極的に社会的、ときには国家的な統制を加えようとしたのが、貧者、とくに人口過剰国の貧者による結婚／出産だったのである。『自由論』は「自由」で「寛容」な社会を展望したが、それは強力な人口管理への志向性も内包していたのである。

第四節 戦後のイギリス社会における『自由論』

以上検討してきたように、『自由論』の主張は決して単純ではなく、いわば豊かな多面性をはらんでいた。また『自由論』は思想史上の古典であるだけに多くの人によって読まれ、論じられてきたが、実際に人々がどのように受容したのかについては、その主張の多面性とも関連づけて、慎重に検討する必要がある。本節では、その検討作業の一環として、第二次大戦後から現在までのイギリス社会における『自由論』もしくは『自由論』に関連したミルの思想の受容について、限られた資料からであるが、若干の指摘をしておきたい。²¹

さて、この時期のイギリス社会でまず顕著にうかがえる『自由論』の解釈は、本稿第一節で確認した『自由論』の基本的な主張に焦点を当て、同書を個人の自由を積極的に主張した書と位置付けるものである。²² その主張を肯定的に捉える議論は多い。近年で言えば、『自由論』における宗教批判の擁護は、宗教批判への法的制裁が検討されている現代でこそ意義があるとする、ジャーナリストのリチャード・リーヴズによるミル理解がその例となろう [Reeves 2006, 52-53]。他方、ミルの主張の批判者も少なくない。その代表的な一人が歴史家のガートルード・ヒンメルファーフである。²³ ヒンメルファーフによれば、『自

21 『自由論』の刊行直後の反響は [Pyle 1994]、同書刊行直後から19世紀末までのイギリスにおけるミル評価は [Nicholson 1998]、19-20世紀転換期のイギリスにおけるミル評価については [Collini 1991, 311-341] を参照のこと。

22 ミルの主張に道徳的多元主義を読み込もうとするアイザイア・バーリンの解釈 [Berlin 1969] も、広く言えばこの潮流に入るものと言えよう。

23 ヒンメルファーフはアメリカ国籍だが、ヴィクトリア時代の思想史研究を中心とするその著作群はイギリスでも無視できない影響力を有している。たとえばゴードン・ブラウンによるヒンメルファーフの引用や積極的評価を参照のこと ([Brown 2006, 37] [Brown 2008])。

由論』においてミルは「自由の原理を意見の全領域に、そしてより急進的には行動の全領域に拡大し」、自由こそを「至高で究極的な目的」とした。この「自由の福音」はブルームズベリー・グループに象徴される「ヴィクトリア時代の倫理から解放された人々」の間に「道徳革命」をもたらし、その「道徳革命」が「私たちの時代」に「民主化」したのである [Himmelfarb 1974, 301-303]。この「道徳革命」とは伝統的で普遍的な「美德」の喪失と、「道徳的な次元における個人主義やリバータリアニズム」の進展であった。それこそが英米両国における犯罪の急増などの「社会病理」を拡大させたのである [Himmelfarb 1995; 光永 2002]。1960年代以降の英米社会における「脱道徳化」と「社会病理」を知的に準備したのが『自由論』であるとの主張である。1970年代以降に広がる新保守主義的な観点からのミル批判とも言えよう。²⁴

また第一節で確認したようにミルは個人だけではなく集団の意見や生活様式の自由も擁護していた。その結果、ミルの主張は、20世紀後半に次第に広がる多文化主義の理論的先駆であるとの見方もされるようになった。『自由論』の主張から、ミルが「多文化主義の友」であるという印象を作り上げることは決して難しくはない [Waldron 2008, 167-168]²⁵。実際近年では労働党のケン・リヴィングストンが、ロンドン市長在職中に、『自由論』における危害原則を「文化的次元」に拡張したのが多文化主義に他ならないとの理由をあげて多文化主義を擁護している [Livingstone, 2007]。

以上のように第一節で確認した『自由論』の基本的な主張に沿ってミルの知的遺産を受け止める人はきわめて多い。しかしその一方で、人々の思想や生活様式に対してむしろ何らかの積極的統制を試みたものとしてミルの思想を解釈する見方も少なくない。

24 新保守主義者としてのヒンメルファーフについては [橋本 2007, 249-262] を参照。

25 なおウォードロン自身はこの印象は妥当でないと主張している。すなわち、ミルが擁護したのは「進歩」のための多様性であり、多様性それ自体ではない。したがってミルは「危害原則」によってすべての集団の見解や文化を擁護はしなかったのである [Waldron 2008, 183-184]。

その第一にあげられるのは、ミルは『自由論』の著作以外では——時には『自由論』においても——「公共精神」の涵養など市民的美徳の育成を強調していたとする見方である。前述したヒンメルファーフに従えば、ミル以前の自由主義は「共和主義的な美徳」や「市民的美徳」と「自由」や「個性」を結合することを試みていた。『自由論』以外のミルの主要な著作は、このシヴィックな自由主義の伝統をむしろ汲む [Himmelfarb 1994, 98-99]。商業社会における人間精神の腐敗を批判し、積極的な政治参加を通じて公共精神を陶冶する必要性を説くミル像は近年研究が進んでいるが [小田川 2006]、そのミル解釈はアカデミックな世界以外にも広がっている。たとえばゴードン・ブラウンによれば、ミルの思想全体は「自由に関する極端な見解」だが、そのミルでさえ「他者の利益となり、強制されることが妥当である積極的な行為が多数ある」と（『自由論』で）主張していた。「市民的義務と公共的な奉仕」の遂行こそが「イギリス人らしさ」の伝統であり、それは『自由論』のミルですら無縁でなかったとブラウンは示唆したのである [Brown 2006, 37-38]。

その第二にあげられるのは、本稿第二節で確認した「寛容の限界」に注目するものである。たとえば現在のイギリスにおける多文化主義論を牽引する一人であるピク・パレク²⁶によれば、『自由論』における多様性の擁護は不十分なものであった。ミルはたしかに同時代の人の多くよりも多様性を積極的に擁護したが、その議論は「個人主義的な生活ヴィジョン」に埋め込まれており、「伝統的な生活様式や、共同体に中心を置く生活様式、宗教的な生活様式」などは排除していた。ミルは、「個人の多様性」は擁護したが「文化の多様性」は擁護しなかったのである [Parekh 2006, 44-45]。「西欧中心主義者」（本稿第二節）としてのミルの思想における「寛容の限界」を突いた議論と言えよう。

26 パレクは民間で設置された「多民族的なイギリスの将来に関する委員会」の委員長を務め、その報告書（『パレク報告』）において、イギリスはリベラルな「諸個人の共同体」であるとともに多元的な「複数の共同体からなる共同体」でもあり、両者の「総合」が必要と論じた [Commission on the Future of Multi-Ethnic Britain 2002, 48]。同報告については [浜井 2007, 84-85] を参照のこと。

だが『自由論』の戦後のイギリス社会における受容を考えた場合、本稿第三節で扱った議論もまた無視できない。すなわち1960年代末から1970年代にかけてイギリスで台頭した環境保護運動においては、しばしば、強力な人口抑止政策を通じてのみ自然環境は保護されとの議論が展開された [光永 2004, 2005]。その際に少なからず引き合いに出されたのがミルの主張——直接的には『自由論』ではないが、『自由論』に背後にあった『経済学原理』の主張——である²⁷。代表的なものは雑誌『エコロジスト』に1972年に掲載され大きな反響を呼んだ「生存への青写真」である。その中心的な執筆者であるエドワード・ゴールドスミスによれば、地球規模の生態学的な破綻を避けるためには人口と経済成長が静止的な「安定社会」の創出が必要である。また「安定社会」は画一的な「大衆社会」とは逆に諸個人の「アイデンティティ」を発展させるという利点も併せ持つ。この展望を補強するのがミルの「静止状態」論であった。ゴールドスミスによれば、ミルの「静止状態」論は、「産業社会はその本性上、継続しえない」こと、そして「安定社会は、[産業社会に比して] はるかに良い場所であること」を示しているからである [Goldsmith et al. 1972, 20]²⁸。ミルの人口抑制論や「静止状態」論は、環境保護主義という新たな装いのもと改めて脚光を浴びていったのである。

また現在においては、将来世代や動物の利害はミルの「危害原則」を拡張することにより保護されとの主張も生まれている。ここではアメリカ国籍ではあるが、哲学的急進派を含むイギリス政治思想史の研究者でもあるテレンス・ボールの主張に触れておこう。ボールは、動物や将来世代を積極的に助けることは不可能であるが、それらに対し「危害」を与えないという「ささやかな

27 アメリカ合衆国で発表された文献においてもミルの「静止状態」論が言及されている。たとえばハーマン・デイリによる「定常経済」の提唱 [Daly 1973, 12-14] や著名な『成長の限界』 [Meadows et al. 1972, 175] を参照のこと。

28 無論、ミルとゴールドスミスとの主張には相違点も少なくない。たとえば近代的テクノロジーへの強い反発や自給自足共同体志向はゴールドスミスの「安定社会」論に独自のものである。

義務が「私たち」にあると論じる。ボールによれば、その原理は「無限の将来 [および他の種] にまで拡張したミルの危害原則」に他ならない [Ball 2006, 138]。他者に危害を与える行為は寛容の対象にならないという『自由論』の議論は、環境倫理も基本的に支えうるとされているのである。

結びにかえて

本稿は「寛容」概念のより十全な理解を目指す作業の一環として、ミルの『自由論』における「寛容の限界」についての議論を検討してきた。

第一節で確認したように『自由論』の基本的な主張はたしかに、「危害原則」を導入することによって、寛容の対象となる思想や行動を大幅に拡張することにあった。だが第二節で示したように、『自由論』には「寛容の限界」についての議論もまた含まれており、ミルはその「西欧中心主義」的な進歩思想に基づき「後進的な」諸民族の成人を「危害原則」の対象から除外した。また自律的な生活様式の遂行は一定の教育を前提とするという議論から「先進的な」諸民族における「子ども」らも同原則の対象から外した。『自由論』における「寛容」の提唱は、「その行為が寛容に値しない人々」を排除することによって成立していたのである。

さらに第三節で検討したように『自由論』は、他者に「危害」を与える行為は社会的に禁止しうるとして、先進的な諸民族の成人に対しても「寛容の限界」を設定していた。そして他者に「危害」を与える行為としてミルが具体的に想定していた代表的な事例が、一定の条件のもとでの結婚——事実上は出産——だったのである。マルサスに影響されていたミルはかねてから、労働市場における供給過剰を未然防止するためにも、また「静止状態」を積極的に招来するという観点からも、人口の積極的な社会的抑制を提唱していた。『自由論』はその主張を引き継ぎ、とくに人口過剰な国における貧者の自由な結婚／出産を寛容の対象外へと置いたのである。ミルと同時代の人々による『自由論』

批判のひとつの焦点も、この結婚 / 出産の制限論にあった。

このように『自由論』の議論は多面的であり、第四節で検討したように、現代のイギリスにおけるその受容も決して単純ではない。個人の自由を急進的に拡張し寛容の対象を拡大するテキストとして『自由論』を理解する見方は、新保守主義的な観点からの批判的解釈も含め、少なくない。また近年では、「西欧中心主義者」としてのミルや「シヴィックな理想」をかかげたミルに光を当てる見方もイギリス社会で広がりつつある。

その中で注目されるのが現代の環境保護主義に引き継がれたミルの議論であろう。イギリスの環境保護主義においては、ミルと同様に強力な人口管理政策が提唱され、その際には、『自由論』の前提にあった『経済学原理』における「静止状態」論が引き合いに出されていたのである。さらに環境倫理の中には、ミルの「危害原則」を「拡張」することにより将来世代や動物の利害への侵害を防ごうとする議論も現れている。「危害原則」に基づき人の自由、とくに出産の自由は——「静止状態」の積極的招来という意義も加味して——制限されるというミルの「寛容の限界」論は、環境保護主義の現代的な展開の中にも吸収されていったと言える。

以上、限られた角度からではあるが、検討してきたように、「危害原則」は「きわめて単純な」ものとは言いがたく、『自由論』は「寛容の限界」についての多面的な議論を内包していた。しかもその議論は様々なかたちで現代のイギリス社会にも浸透していたのである。「寛容な社会」としばしば表象されるイギリス社会における諸集団の「共存」の歴史を考察する上でも、上記のような「寛容」思想それ自体の歴史は一定の示唆を与えることが期待されよう。

参考文献

- Ball, Terence. 2006. "Democracy." In *Political Theory and Ecological Challenge*. Edited by Andrew Dobson. Cambridge: Cambridge University Press.
- Berlin, Isaiah. 1969. "John Stuart Mill and the Ends of His Life." In *Four Essays on Liberty*. Oxford: Oxford University Press. (小川晃一他訳 『自由論』 み

すず書房、1997年。)

- Bridges, John Henry. 1884. "England and China." In Richard Congreve et al., *International Policy: Essays on the Foreign Relations of England*. Second Edition. London: Chapman and Hall.
- Brown, Gordon. 2006. *Moving Britain Forward: Selected Speeches 1997-2006*. London: Bloomsbury Publishing.
- . 2008. "Introduction." In Gertrude Himmelfarb, *The Roads to Modernity: The British, French and American Enlightenments*. London: Vintage Books.
- Capaldi, Nicholas. 2004. *John Stuart Mill: A Biography*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Claeys, Gregory. 2007. "The 'Left' and the Critique of Empire c. 1865-1900: Three Roots of Humanitarian Foreign Policy." In *Victorian Visions of Global Order: Empire and International Relations in Nineteenth-Century Political Thought*. Edited by Duncan Bell. Cambridge: Cambridge University Press.
- Collini, Stefan. 1991. *Public Moralists: Political Thought and Intellectual Life in Britain, 1850-1930*. Oxford: Oxford University Press.
- Commission on the Future of Multi-Ethnic Britain. 2002. *The Future of Multi-Ethnic Britain: The Parekh Report*. London: Profile Books.
- Daly, Herman E. 1973. *Towards a Steady-State Economy*. San Francisco: W. H. Freeman.
- Galeotti, Anna Elisabetta. 2002. *Toleration as Recognition*. Cambridge: Cambridge University Press.
- . 2008. "Toleration." In *Issues in Political Theory*. Edited by Catriona McKinnon. Oxford: Oxford University Press.
- Goldsmith, Edward, et al. 1972. "A Blueprint for Survival." *Ecologist*. 2 (1) Jan: 1-43. (上村達雄、海保真夫訳 『人類にあすはあるか：生き残り運動の基本綱領、時事通信社、1972年。])
- Hamburger, Joseph. 1999. *John Stuart Mill on Liberty and Control*. Princeton: Princeton University Press.
- Harrison, Frederic. 1899. *Tennyson, Ruskin, Mill and Other Literary Estimates*. London: Macmillan.
- Himmelfarb, Gertrude. 1974. *On Liberty and Liberalism: The Case of John Stuart Mill*. New York: Knopf.
- . 1994. *On Looking into the Abyss: Untimely Thoughts on Culture and Society*. New York: Alfred A. Knopf.

- . 1996. *The De-Moralization of Society: From Victorian Virtues to Modern Values*. New York: Vintage Books.
- Holyoake, George Jacob. 1873. *John Stuart Mill: As Some of the Working Classes Knew Him*. London: Trubner.
- Hyam, Ronald. 2002. *Britain's Imperial Century, 1815-1914: A Study of Empire and Expansion*. Third Edition. Basingstoke: Palgrave.
- Livingstone, Ken. 2006. "To Defend Multiculturalism Is To Defend Liberty." *The Independent*. 28 November 2006.
<<http://comment.independent.co.uk/commentators/article2021228.ece>>
Accessed 28 Sept. 2007.
- Maccall, William. 1873. *The Newest Materialism: Sundry Papers on the Books of Mill, Comte, Bain, Spencer, Atkinson and Feuerbach*. London: Farrah.
- Meadows, Dennis L. et al. 1972. *The Limits to Growth: A Report for the Club of Rome's Project on the Predicament of Mankind*. New York: Universe Books. (大来佐武郎監訳『成長の限界：ローマ・クラブ「人類の危機」レポート』、1972年。)
- Mendus, Susan. 1989. *Toleration and the Limits of Liberalism*. Basingstoke: Macmillan. (谷本光男他訳『寛容と自由主義の限界』ナカニシヤ出版、1997年。)
- Mill, James. 1966. *Selected Economic Writings*. Edited by Donald Winch. London: Oliver and Boyd.
- Mill, John Stuart. 1963-91. *Collected Works of John Stuart Mill*. Edited by John M. Robson. 33 vols. Toronto: Toronto University Press. (村井章子訳『ミル自伝』みすず書房、2008年；末永茂喜訳『経済学原理(一)~(五)』岩波書店、1959-63年；水田珠枝・永井義雄訳「功利主義」、『世界の大思想』6ミル』河出書房、1967年、所収；塩尻公明・木村健康訳『自由論』岩波書店、1971年；山岡洋一訳『自由論』光文社、2006年；水田洋訳『代議制統治論』岩波書店、1997年。)
- Nicholson, Peter. 1998. "The Reception and Early Reputation of Mill's Political Thought." In *The Cambridge Companion to Mill*. Edited by John Skorupski. Cambridge: Cambridge University Press.
- Packe, Michael St. John. 1954. *The Life of John Stuart Mill*. London: Secker and Warburg.
- Parekh, Bhikhu. 2006. *Rethinking Multiculturalism: Cultural Diversity and Political Theory*. Second Edition. Basingstoke: Palgrave Macmillan.
- Pitts, Jennifer. 2005. *A Turn to Empire: The Rise of Imperial Liberalism in Britain and France*. Princeton University Press.
- Pyle, Andrew. (ed.) 1994. *Liberty: Contemporary Responses to John Stuart Mill*.

- Bristol: Thoemmes Press.
- Reeves, Richard. 2006. "John Stuart Mill." *Prospect*. May: 48-53.
- Ryan, Alan. 1974. *J. S. Mill*. London: Routledge and Kegan Paul.
- . 2007. "Bureaucracy, Democracy, Liberty: Some Unanswered Questions in Mill's Politics." In *J. S. Mill's Political Thought: A Bicentennial Reassessment*. Edited by Nadia Urbinati and Alex Zakaras. Cambridge: Cambridge University Press.
- Stafford, William. 1998. *John Stuart Mill*. Basingstoke: Macmillan.
- Ten, C.L. 2008. *Mill's On Liberty: A Critical Guide*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Urbinati, Nadia and Alex Zakaras (eds). 2007. *J. S. Mill's Political Thought: A Bicentennial Reassessment*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Varouxakis, Georgios. 2005. "Empire, Race, Euro-Centrism: John Stuart Mill and His Critics." In *Utilitarianism and Empire*. Edited by Bart Schultz and Georgios Varouxakis. Lanham: Lexington Books.
- Waldron, Jeremy. 2008. "Mill and Multiculturalism." In *Mill's On Liberty: A Critical Guide*. Edited by C.L. Ten. Cambridge: Cambridge University Press.
- Winch, Donald. 2009. *Wealth and Life: Essays on the Intellectual History of Political Economy in Britain, 1848-1914*. Cambridge: Cambridge University Press.
- 大澤 麦 (2004) 「寛容」、古賀敬太編著『政治概念の歴史的展開』第一巻、晃洋書房。
- 小田川大典 (2006) 「J. S. ミルと共和主義」、田中秀夫・山脇直司編『共和主義の思想空間』、名古屋大学出版会。
- 橋本 努 (2007) 『帝国の条件：自由を育む秩序の原理』、弘文堂。
- 浜井祐三子 (2007) 「多民族・多文化国家イギリス」、木畑洋一編著『現代世界とイギリス帝国』、ミネルヴァ書房。
- 光永雅明 (2002) 「シティズンとしての労働者——ガートルード・ヒンメルファープの後期ヴィクトリア社会論によせて」、『神戸市外国語大学研究年報』、39号、39-59頁。
- (2003) 「『自由論』とその帰結——フレデリック・ハリスンのジョン・ステュアート・ミル論」、『神戸市外国語大学研究年報』40号、29-59頁。
- (2004, 2005) 「『生存のための青写真』とその反響——1970年代初頭のイギリスにおける環境論と人口問題」(上)(下)、『神戸市外国語大学研究年報』41号、23-64頁、42号、21-53頁。